

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、男女ともにより一層働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2031年3月31日まで

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備  
働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

〈目標 1〉 育児休業を取得しやすい雇用環境を整備する、男性の育児休業取得を推進する  
育児休業取得率を女性 95%、男性 50%以上にする

〈取組内容〉

2026年4月～

・部署責任者や対象職員に積極的に声掛けや資料配付を行い、育児休業を取りやすい環境を作る。

2026年5月～

・職員向けの会報等で制度の詳細や取得者の声（取得者アンケート）などを職員に向けて発信し、育児休業の制度について周知、情報提供を行う。

〈目標 2〉 職員の法定時間外労働及び法定休日労働の平均を毎月 5 時間未満とする

〈取組内容〉

2026年4月～

・各部署の法定時間外労働及び法定休日労働の時間数を把握し、多い部署の責任者へ声掛けを行う。

2026年4月～

・業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組を実施する。

2026年10月～

・新たな勤怠システムを導入し、時間外労働の時間数を部署責任者が容易に把握できるようにする。

〈目標 3〉 「働きやすさ」と「働きがい」が両立できる取り組みを検討する

〈取組内容〉

2026年4月～

・働きやすさ、働きがいを測るアンケート（パルスサーベイ等）を実施し、現状を把握する。

2027年4月～

・アンケート結果を基に、働きやすさ、働きがいを向上する新たな制度を検討する。また、課題を改善する取り組みを行う。